

平成25年第1回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

平成25年2月27日 開会

）

平成25年2月27日 閉会

吉田町議会

## 平成25年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (2月27日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明	2
○議案第1号の質疑、討論、採決	5
○議案第2号の質疑、討論、採決	6
○日程の追加について	7
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○町長挨拶	11
○議長挨拶	11
○閉会の宣告	12

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成25年第1回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

3月定例会を前にして、腕をぶしている議員の皆様には、ほとんどウオーミングアップ程度にもならないような議案でございますけれども、何分のことよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願ひます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 御異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第3、第1号議案及び日程第4、第2号議案の2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第1回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、規約の変更について2件でございます。

それでは各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が平成24年6月27日に公布され、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されましたことに伴い、駿遠学園管理組合規約中の同法を引用している条文を変更する必要が生じたことから、同法律の改正に伴い本組合規約を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第2号議案は、静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。本議案は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体であります西伊豆広域消防組合が解散し、同組合を脱退することになりましたことから、本組合規約の一部を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程をいたします2議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。第2号議案の静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体の一つであります西伊豆広域消防組合が本年3月31日をもって解散することに伴いまして、本組合規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

規約の変更内容でございますが、西伊豆広域消防組合の解散・脱退に伴い、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体を掲げております別表第1表及び同組合の共同処理する事務ごとに区分される組合市町を掲げております別表第2から、それぞれ西伊豆広域消防組合を削除する内容でございます。

なお、今回の組合規約の変更につきましては、静岡県市町総合事務組合組合長から平成25年1月16日付、静総第145号により各構成団体に協議依頼があり、今後の規約変更の事務手続を迅速に行う必要がありますことから、速やかに協議書を提出するよう求められているところでございますが、地方自治法第286条第1項の規定に基づくこの協議につきましては、同法第290条の規定によりまして町議会の議決を経る必要がありますので、今臨時会に上程させていただいたものでございます。

簡単ではございますが、以上が第2号議案につきましての説明でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第1号議案についてお認めをいただこうとするものでございます。

それでは、第1号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の1ページから2ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表をあわせてごらんください。

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、駿遠学園管理組合規約中、同法を引用している条文について変更し、地域支援体制の変更に係る共同生活介護事業の共同生活援助事業への一元化に伴い、共同処理する事務を変更しようとするものであります。

具体的には、第1条としまして、同規約第3条第2号、第3号及び第4号の題名を改めるとともに、引用条項の「第5条第9項」を「第5条第8項」に、「第5条第11項」を「第5条第10項」に改めるものでございます。

第2条としまして、同規約第3条第3項中「駿遠学園ケアホーム」を「駿遠学園グループホーム」に、「共同生活介護事業」を「共同生活援助事業」に、「第5条第10項」を「第5条第15項」に、「共同生活介護」を「共同生活援助」に改め、同条第4号中の「第5条第18項」を「第5条第17項」に改めようとするものでございます。

なお、第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行

するというものでございます。

以上が駿遠学園管理組合同規約の一部を変更する規約についての説明であります。この規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、4市2町の構成団体議会の議決書を添えて県知事に申請を行うものであり、申請期間が短期間でありますことから、今臨時会において議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で、提出議案の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。当局の皆さんには改めて連絡いたしますので、御出席をお願いいたします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時35分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務課長より発言を求められておりますので。

総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

参考資料ナンバー2の別表第2の一番下段になりますけれども、変更後と現行がございませぬけれども、変更後のところにつきまして、第3条第1号に関するアルファベットの「VC事務」ということで「VC」と言う余分な字が入ってしまして、誤植でございませぬので、削除をお願いしたいと思います。大変申しわけございませぬでした。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第1号議案、駿遠学園管理組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないように御協力をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第2号議案、静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、10番、増田宏胤君から、発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者、増田宏胤君の趣旨説明を求めます。

10番、増田宏胤君。

〔10番 増田宏胤君登壇〕

○10番（増田宏胤君） 発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14号第2項の規定により提出します。

平成25年2月27日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、増田宏胤。

賛成者、吉田町議会議員、杉本幸正君、同、平野 積君、同、枝村和秋君、同、佐藤正司君、同、藤田和寿君。

次に、吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年8月29日に成立し、9月5日に公布され、これまで委員会に関しまして、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が常設されておりましたが、この改正により一つの条文に統合されて、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴いまして、改正をするものであります。

改正の必要としましては、第5条では、常任委員会の所属義務の扱いをこれまでと同様に少なくとも1つの常任委員となると、所属義務を規定することとしております。また、議長において指名して選任しないで、従来どおり会議に諮り指名することとし、特別委員の在任の規定を設けることとしております。あわせて、議長が閉会中において委員の変更ができる規定を加えることとしております。第10条では、委員の辞任について、閉会中においても議長が許可することができる規定を加えることとしております。

附則では、施行日につきまして、平成25年3月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

追加日程第1、発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者、増田宏胤君の趣旨説明を求めます。

10番、増田宏胤君。

〔10番 増田宏胤君登壇〕

○10番（増田宏胤君） 発議案第2号、吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条第2項の規定によ

り提出します。

平成25年2月27日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、吉田宏胤。

賛成者、吉田町議会議員、杉本幸正君、同、平野 積君、同、枝村和秋君、同、佐藤正司君、同、藤田和寿君。

次に、発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年8月29日に成立し、9月5日に公布、施行され、この改正により本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになりましたので、会議規則の改正が必要となり改正するものであります。

また、あわせて条項ずれに伴う整理等を行うこととしております。

改正の概要としましては、第14条では、委員会においても議案を提出することができる規定を追加しております。

第17条では、条項ずれに伴う整理を行っております。

第19条では、事件の撤回・訂正について、議題になる前は議長の許可によりできる規定を加えることとしております。

第44条、第45条では、条文内容に合わせ、見出しの整理を行っております。

第69条では、条項ずれに伴う整理を行っております。

第111条から第117条までは、法律の改正で本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、規定を加えるものであります。

第18条から第124条では、条項ずれに伴う整理を行っております。

附則では、施行日につきまして平成25年3月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成25年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） ありがとうございます。

また2日後お会いしましょう。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本日の議案審議に当たり、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼を申し上げます。

---

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） それでは、以上をもって平成25年第1回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時49分